

施工許可申請における施工石材店基準

(目的)

第1条 この基準（以下「本基準」という）は、公益財団法人時津霊苑（以下「当法人」という）が運営する各霊園（以下「霊園」という）において、墓石建立者の宗教観に根付く特殊な商品の取り扱いという観点から、霊園内での墓石やその付帯設備工事（以下「墓石工事」という）の確実な施工と建立後長期間に渡り墓石の迅速な維持補修が行われるため、また、墓地購入者が霊園に期待している一定の質や環境、秩序が維持されることを目的に、霊園にて墓石工事を希望する石材店（以下「施工石材店」という）に求める最低限の基準について、当法人が必要な事項を定めることを目的とする。

なお、当法人にて別途定めている「指定石材店取扱規程」に基づき、認定を受けている指定石材店については、同規程を適用し、本基準は適用されないものとする。

(定義)

第2条 霊園における墓石工事に際して、施工石材店が当法人の定める諸規則や指示に従って霊園にて行う業務は、以下のとおりとする。

- ①墓石建立希望者の要望、注文の確認、及び当法人への報告、調整、施工許可申請
- ②墓石工事の施工
- ③墓所用墓碑等の調達
- ④墓所の墓石等の修理、撤去及び彫刻等（自店施工分は建立後も含む）
- ⑤墓石建立者からの苦情等への対応（自店施工分は建立後も含む）
- ⑥その他、上記に付帯、関連する業務

(施工許可申請)

第3条 当法人は、石材店による所定の書類（石材店の定款、謄本、当法人書式営業損益計算書、納税証明書その4、仕様書、設計図を含む）の提出に基づく墓石工事の施工許可申請を随時受け付ける。

- 2 当法人は、前項の所定の書類に基づき、施工許可申請を行った石材店に対して、許可するかどうかを審査する。なお、当法人は、所定の書類の作成状況に不備がある場合、及び審査を行うための情報が不足する場合は、追加で資料を求めることができる。
- 3 当法人は、審査終了後、速やかに施工許可申請を行った石材店に対して、結果を通知する。なお、不許可の場合はその理由を開示する。

(基準)

第4条 当法人は、前条に定める施工許可申請において、施工石材店として必要な最低限の基準を以下のとおり定め、公表する。

- ①石材店として定款及び謄本に墓石の工事に関する業務が記載されており、その実績が3年以上あること。また、決算において、直近の2期が連続して営業利益が赤字ではないこと。
- ②課税されている全項目において、過去に税金の滞納がないこと。
- ③霊園が設置されているいずれかの都道府県内に営業拠点となる人員が複数常駐する事務所が常設されていること。但し、第1条、第2条、並びに本条第1項(本号を除く)の趣旨や内容を十分満たし、果たせることが当法人で確認できる石材店であれば、当法人の承認により、前記以外の都道府県に営業拠点が常設されている場合においても、本号の基準を満たすものとする(但し、この場合も日本国内に本店のある石材店に限る)。
- ④本基準記載の各事項に、滞りなく対応可能なこと。
- ⑤霊園での墓石工事の適切な施工と建立後の墓石の迅速な維持補修のために、適切と思われる従業員や機材を確保していること。
- ⑥本件関連業務に関して、過去3年間顧客や取引先との間で訴訟等が生じ敗訴が確定していないこと。
- ⑦本件関連業務に関して、過去3年間監督官庁等行政機関から改善指導や命令等を受けていないこと。
- ⑧暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。))又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。

2 当法人は、施工許可申請を行った石材店が、本基準記載の各事項を満たすかどうかを判断するために、所定の書類以外に必要とする資料の提出を求め、場合によっては面接やその他調査により確認することができる。

(施工許可)

第5条 施工石材店は、第3条に基づき許可された施工許可申請をもって、許可された墓地区画にて許可された内容の墓石工事を行えるものとし、別の墓地区画での墓石工事、あるいは別の内容の墓石工事を行う場合は、あらためて別途施工許可申請を要する。

- 2 施工石材店は、当法人が霊園ごとに別に定める諸規則(使用規則や使用細則を含む)や指示に従い、適切に業務を行わなければならない。
- 3 当法人は、本条第1項の規定にかかわらず、施工許可申請が許可された施工石材店

について、その後、本基準記載の各事項や当法人の定める諸規則や指示に従わない、又は対応できない場合は、当該墓石工事施工の許可をいつでも取り消すことができる。

(施工石材店の責任)

第6条 施工石材店は、墓石建立者の注文により行った墓石工事について、施工確認や保証、アフターサービスの実施等を行い、その施工時、及び施工後を問わず、墓石建立者との間における問題を全て引き受け、解決することを墓石建立者と書面にて取り交わし、また、当法人にもその旨を書面にて提出して、墓石建立者及び当法人に一切迷惑をかけることを約する。

(墓石手数料)

第7条 施工石材店は、霊園における墓石工事等の売上金額の当該霊園にて別途定める割合を、墓石手数料として当該墓石工事の施工時に当法人に支払う。

(補則)

第8条 本基準に定めるもののほか、本基準の実施に関して必要な事項があるときは、当法人の理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この基準は、内閣総理大臣より公益目的事業を行う都道府県の区域を定款で変更するための変更の認定の通知を受けた日から適用される。